

京都大学	博士（地域研究）	氏名	川村 藍
論文題目	中東・湾岸諸国におけるイスラーム金融と民事紛争処理制度 ードバイ・アプローチの解析と評価ー		
（論文内容の要旨） 本論文は、中東・湾岸地域を対象として、イスラーム金融の中で生じる民事紛争とそれに対する民事紛争処理制度をとりあげ、そこにどのような制度的な特徴があり、また具体的な民事紛争がどのように解決されているのかについて、理論的な考察と実証的な事例研究をおこなうものである。 本論文は、5章から成り、序論と結論が付されている。 第1章では、近年におけるイスラーム金融の発展・拡大を概観するとともに、イスラーム金融をめぐる法的側面の現状がどのような歴史的経緯を経たものであるか、またイスラーム金融の規制監督制度が湾岸諸国、特にアラブ首長国連邦でどのような実態を持っているかを検討している。特に、近代以前から続くイスラーム法と、西洋から移植した近代的な金融制度およびそれに関わる法という「法制度の二元性」がイスラーム金融の勃興とともに、いっそう切実な問題となってきたことを明らかにしている。 第2章では、本論文の主要な対象国であるアラブ首長国連邦について、金融制度の沿革、イスラーム金融に関する法制度の整備、イスラーム金融をめぐる民事紛争の実態などについて、概観している。 第3章では、イスラーム金融という新しい金融の分野における民事紛争がどのような特徴を有しており、また、それを処理するための民事紛争処理制度がどのように運用されているかを、通常の裁判制度およびADR（裁判外紛争処理制度）を中心に検討を加え、そこに内在している制度的な不整合性を指摘している。 第4章では、本論文執筆者が「ドバイ・アプローチ」と名づける一群の民事紛争解決手段について詳しく検討している。このアプローチが生まれた歴史的経過として、ドバイでの不動産バブルがはじけて2009年に生じた「ドバイ・ショック」と呼ばれる金融危機の経緯を丁寧に再構成した上で、それに対して迅速な処理を必要としたドバイ首長国が、通常の裁判制度でもなくADR制度でもない、第3の紛争解決手段を講ずるに至ったプロセスを分析し、その特徴を明らかにしている。 第5章では、以上で描かれたドバイ・アプローチの実態を前提に、その基本的な構造を分析し、民事紛争処理システムとしてこれがどのような意義を持つのかを評価し、また、これが今後のイスラーム金融における民事紛争処理制度の構築に向けて貢献しうる可能性を論じている。さらに、一群のアドホックな紛争解決手段であったものを、本論文執筆者が自ら「ドバイ・アプローチ」と命名して、一体的な特質をもつものと措定したことが学術的にどのような意義を持ちうるかについても自ら論究している。 結論では、論文全体をまとめ、これまでのイスラーム金融が「法制度の二元性」に起因する困難を有していたこと、さらに民事紛争をめぐるはその問題が紛争の円滑な処理を妨げてきたこと、しかるに、ドバイ・ショックを契機とする形で新しい対応策として「ドバイ・アプローチ」が生まれ、それがイスラーム金融と民事紛争処理についてきわめて大きな意義を持ったと総括されている。			